

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：生活文化スポーツ局

機関名称	東京都推奨携帯電話端末等検討委員会
機関種別	専門家会議
設置根拠法令等	東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第2条の3
設置年月日	平成23年9月1日
機関の目的 ・ 所掌内容	知事が携帯電話端末等において利用可能な機能を推奨するにあたり、規則第2条の2の規定に適合するか否かについて意見を述べる機関である。
委員数	
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	検討対象となる端末・機能につき、申請した企業の有する機密情報を保護するため
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/about/kaigi/chian-kaigi/0000002124.html
問い合わせ先	生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課 電話番号： 03-5388-3169